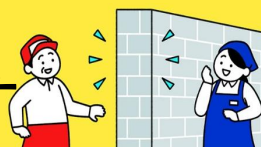


厚生年金保険の被保険者数が51人以上100人以下の
企業等の事業主のみなさまへ

年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します



イラスト出典：政府広報オンライン

(<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html>)

**キャリアアップ助成金に
「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！**

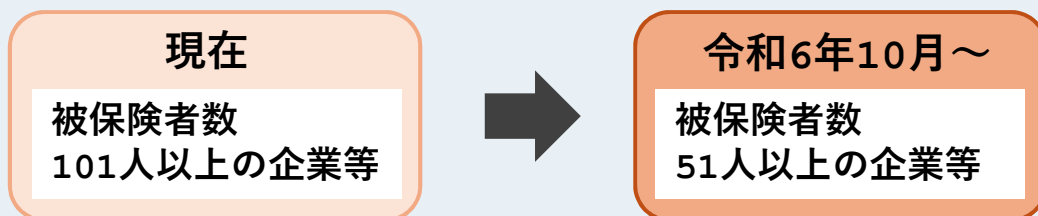
社会保険の適用拡大について

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

◎対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。
この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



加入対象（短時間労働者）の要件は？

被保険者数51人以上の企業等(特定適用事業所)に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

新たに 社会保険加入時に **キャリアアップ助成金** を
活用し **「年収の壁」突破** しませんか？



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パちょう」ちゃん

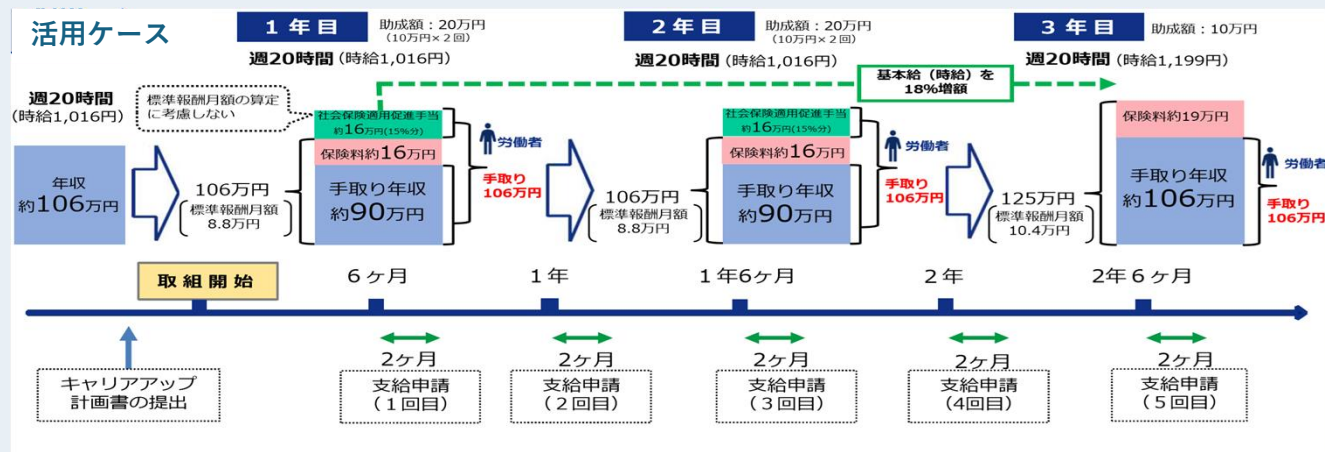
→ 詳細は次ページ

社会保険適用時処遇改善コースの概要

① 手当等支給メニュー

○事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」(※)の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
2年目	②賃金の15%以上分を労働者に追加支給する(社会保険適用促進手当など)とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③賃金（基本給）の18%以上を増額させていること（労働時間の延長との組み合わせによる賃金増額も可能）		6か月で 10万円 (大企業は7.5万円)



(※) 社会保険適用促進手当とは？

- 短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するものです。
- 給与・賞与とは別に支給され、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないことができるとされています。(最大2年間の措置とされています。)
- また、事業所内でのバランスを考慮し、事業主が同一事業所内で同じ条件で働く労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様の取扱いとすることができるとされています。

〈報酬から除外する手当の上限額〉

社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額とする。

※令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率(協会けんぽの全国平均)10.0%、介護保険料率1.82%の場合の本人負担分保険料相当額

標準報酬月額	8.8万円	9.8万円	10.4万円
上限額(年額)	15.9万円	17.7万円	18.8万円

各メニューの詳しい情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
Q & Aや他の活用ケースの例も掲載しています。



②労働時間延長メニュー

○所定労働時間の延長※により社会保険を適用させる場合（または社会保険を適用させる際に所定労働時間を延長する場合）に事業主に対して助成します。

以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人当たり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）を支給します。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	—	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満		5%以上		
③	2時間以上 3時間未満		10%以上		
④	1時間以上 2時間未満		15%以上		

※原則、延長前6か月の週平均実労働時間と延長後6か月の週所定労働時間を比較します。

③併用メニュー

○1年目に①手当等支給メニューの取組を行い、2年目に②労働時間延長メニューの取組を行った場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額			
1年目	賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当）	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)			
2年目	上記の取組を行ったうえで、以下のいずれかの取組を行うこと		①	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)		
					週所定労働時間の延長	賃金の増額
	①				4時間以上	—
	②				3時間以上 4時間未満	5%以上
③	2時間以上 3時間未満	10%以上				
④	1時間以上 2時間未満	15%以上				

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。

○郵送の場合は、郵送事故防止のため、配達記録や簡易書留など、必ず記録が残る方法で郵送してください。

○不備があると当日の受理ができませんので、期限まで余裕をもってご準備ください。



お問い合わせ先

○ 社会保険の適用拡大については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
※管轄の年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/kankatsu/index.html>

○ キャリアアップ助成金「社会保険適用処遇改善コース」については、山口労働局 職業対策課 (083-995-0383) 又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。(ハローワークの電話番号はこちらから確認できます。)

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hw.html>

○ 「年収の壁」対策全般については、以下の専門家(社会保険労務士)にご相談いただけます。(相談無料) 例：社会保険適用促進手当の支給に当たっての就業規則の整備

働き方サポートオフィス山口

TEL 0120-172-223 FAX 083-902-6732

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ

(株) 東京リーガルマインド山口支社内

受付時間

平日 9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

支給申請に関する手続きは、厚生労働省ホームページに掲載されています。
詳細は、「キャリアアップ助成金のご案内(令和6年度版)」
及び「キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース以外) Q & A」をご覧ください。